

群馬県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.2E-4	5.0E-1	4.5E+1	45.7
64	エトフェンプロックス	3.0E+1	2.1E+1	7.5E+0	2.1E+1	79.4
117	テブコナゾール				3.7E+0	3.7
139	トラロメトリン			1.4E+1	1.8E+0	15.4
140	フェンプロパトリン			4.6E+0		4.6
153	テトラメトリン	2.6E+2	3.5E+0	2.4E+2	1.0E-1	504.5
181	ジクロロベンゼン	4.9E+2	2.9E+2			781.5
225	トリクロルホン		6.2E+0			6.2
248	ダイアジノン		9.4E-1			0.9
251	フェニトロチオン		1.8E+2	3.8E+0	8.7E-2	179.9
252	フェンチオン	6.1E+0	9.0E+1			96.3
256	デカン酸				4.1E+0	4.1
350	ベルメトリン	1.8E+1	4.9E+1	1.8E+1	6.2E+1	146.1
405	ほう素化合物		6.0E-1	2.2E+1	2.5E+0	25.1
427	カルバリル			1.8E+2		180.8
428	フェノプカルブ			1.3E+2	1.7E+2	299.5
457	ジクロールボス	1.2E+2	8.2E+2			934.7
合 計		9.2E+2	1.5E+3	6.3E+2	3.1E+2	3308.3

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等